



平成27年6月23日

## 「空き家解体・活用ローン」の取扱開始について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、平成27年6月25日（木）より「空き家解体・活用ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本ローンは、昨今社会問題となっている「空き家」の解体、改築・改装、防災・防犯上の設備対策等の費用にご利用いただける商品です。

当行は、地方創生の取組みの一環として、本ローンの取扱いを開始することで、お客さまのニーズにお応えしていくとともに、「空き家問題」に取り組む各自治体を支援してまいります。

今後とも、筑波銀行はお客さまの多様なニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

### 記

#### 1. 商品名

空き家解体・活用ローン

#### 2. 取扱開始日

平成27年6月25日（木）

#### 3. 商品概要

別紙<商品概要>をご覧ください。

以 上

報道機関のお問合せ先		
筑波銀行	総合企画部広報室	岡野
	TEL 029-859-8111	内線3730

## &lt;商品概要&gt;

名 称	空き家解体・活用ローン
ご利用いただける方、対象となる物件	(1)お申込み時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下の方 (完済時年齢満 75 歳以下) (2)自宅または勤務先(事業先)のいずれかが、当行の営業区域内にある方 (3)安定・継続した収入のある方 (4)株式会社ジャックスの保証を受けられる方 (5)対象となる空き家等が本人又は同居の配偶者、親または子(別居でも可)の所有物件であること(申込人と所有者が相違する場合は、事前に所有者(法定相続人)の了解を得ていること)
資金用途	(1)空き家の解体にかかる費用(整地費用含む) (2)空き家の改築・改装費用 (3)空き家の防災・防犯上の設備対策費用 ※上記いずれの場合においても、事業性および転売目的の利用は除きます。
ご融資金額	10 万円以上 300 万円以内(1 万円単位)
ご融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内(1 ヶ月単位)
ご融資利率	・変動金利 2.900% (当行所定の新長期プライムレート基準) ・空き家関連施策(補助金制度等)に取り組んでいる、当行営業区域内の自治体に対象となる空き家がある場合は、通常金利より 0.300% を引き下げいたします。
ご返済方法	元利均等月賦返済 融資金額の 50% 以内で年 2 回 6 ヶ月ごとの増額返済も可能です。
担保	不 要
保証人	原則不要 ただし、保証会社が条件とした場合は連帯保証人が必要となります。
保証	株式会社ジャックスの保証付となります。
保証料	保証料はご融資利率に含みます。
手数料	融資実行手数料：1,080 円(消費税込)
ご用意いただく書類	(1)本人確認資料(本人および所有者) 運転免許証または健康保険証、パスポート(写) (所有者の本人確認資料については、住民票でも可) (2)所得確認資料 ①給与所得者：源泉徴収票または住民税決定通知書、公的証明書 ②自営業者：納税証明書その 1 およびその 2 または確定申告書(写) (3)資金用途確認資料 見積書、注文書等 (4)対象物件の土地・建物の不動産登記簿謄本 ※その他所定の書類が必要となる場合がございます。